

福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画  
策定支援業務仕様書

福 津 市

1 委託業務名

福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2 委託業務の目的

本業務は、第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に向け、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施し、地域の高齢者の生活実態や支援ニーズを把握することを目的とする。併せて、次期計画において、認知症基本計画を抱合することから、当事者や地域の意見を適切に反映できる体制を整える為の準備を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定の為のニーズ調査

1. 日常生活圏域ニーズ調査

ア 調査対象

- 対象者：福津市に住民票がある要介護1～5以外の65歳以上の高齢者
- 標本数：

郷づくり	目標標本数	想定回収率	想定調査数
福間	400	68%	584
福間南	400	68%	584
神興	400	68%	584
神興東	400	68%	584
宮司	400	68%	584
津屋崎	400	68%	584
上西郷※	215	69%	310
勝浦※	127	68%	186
合計	2742		4000

※勝浦・上西郷地区は、高齢者数が少なく小さい集団となる為、有限母集団補正を実施

(参考) 前回実施時の回収率 65%

イ 調査票の設計

国が示した「日常生活圏域ニーズ調査」様式を基本とする。市と受託業者間で協議のうえ、市独自の項目をA4で1～2頁追加することを検討する。

ウ 調査票等の作成、印刷

調査票及び発送用封筒、回収用封筒は受託者が用意し、必要部数を印刷する。

- 調査票：日常生活圏域ニーズ調査（A4版）

- 発送用封筒：角2クラフト
  - 回收回用封筒：長3クラフト
- エ 調査票の封入封緘、宛名ラベル貼り、発送
- 調査票は、郵送配布し、郵送回収とする（回収率70%程度を目標とする）。目標値を著しく下回った場合、市と協議のうえ、リマインドはがきの送付やWeb回答の促進など、追加の回収方策を検討する。ただし追加費用の扱いについては市・受託者間で別途協議のうえ決定する。
- 回収方法として郵送もしくはWebアンケートを併用するなど市と受託者間で協議のうえ決定する。
- 〈Webアンケート実施時の要件〉
- Webアンケートを併用する場合は、以下の要件を満たすものとする。
- ・SSL/TLSによる暗号化通信
  - ・個人情報を外部事業者に提供しない仕組みであること
  - ・アクセスログ・回答データの管理責任は受託者が負う
  - ・回答データは市の指定する形式で速やかに提供すること
  - ・調査終了後は速やかにデータを消去すること
- ※発送用封筒に調査票及び回收回用封筒を封入し、市が準備した宛名ラベルを添付する。
- ※封入封緘した調査票は、受託者が直接、発送事業者に持ち込み発送する事可とする。
- ※本調査に係る郵送料金は、全額受託者の負担とする。
- オ 調査票のデータ入力
- 市で回収した調査票を点検し、回答のデータ入力を行う。市への提供分は地域包括ケア「見える化」システムに登録できるよう、市の指定するデータ形式(CSV)で提出すること。
- カ 集計・分析作業
- 市と受託業者間で協議した内容に基づき、単純集計・クロス集計に加え、地域包括ケアシステム構築に向けた課題抽出、今後の方向性を示す分析（傾向分析、課題整理）を行い、ロジックモデルを踏まえ、第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画へスムーズに反映できる形に整えること。
- キ 策定支援
- 市が調査の結果に基づき事業の検証、計画の見直しを行う際に、必要なアドバイスや情報提供を行うこと。
- ク 調査結果報告書の作成・納品
- 令和8年度の成果として、アンケート調査の単純集計結果等を表に用いてまとめた報告書を作成する。（A4版50～100頁程度）

ケ その他、必要に応じ、市及び受託者にて協議した業務

【調査にかかる業務分担】

福津市	受託者
実施方針の確定	実施方針の協議・確認
調査票原案の検討と確定	調査票原案の作成と修正
回収アンケートの管理	調査票の印刷 発送用封筒・回収用封筒の作成 封入封緘、宛名ラベルの貼付作業 アンケート配布・回収に係る経費 回収アンケートの入力 単純集計・クロス集計の実施 アンケート結果の分析・グラフ化 アンケート結果報告書の作成と修正 アンケート結果報告書のとりまとめ

## 2. 認知症施策ニーズ調査

受託者は、国が示す「市町村認知症施策推進計画策定マニュアル」の趣旨及び内容を踏まえ、福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画に抱合して作成する認知症施策推進計画部分の策定に係る支援業務として、以下を行うものとする。

ア 関係者の意向把握等

① 認知症当事者の意向・ニーズ把握（ヒアリング）

認知症施策の方向性を計画に適切に反映させるため、認知症当事者の意向・ニーズを把握する。ヒアリングは、当事者が実際に集まる場において少なくとも2か所以上で実施すること。また、ヒアリングの内容は、新しい認知症観および認知症基本法の趣旨に沿って、整理すること。

② 地域代表者等によるニーズ・意見の収集（ワークショップ）

地域における認知症の理解状況、課題、望ましい支援の方向性等について意見を把握する為、地域住民代表者等を対象としたワークショップを開催すること。なお、ワークショップは国のマニュアルが求める考え方へ沿い、新しい認知症観を踏まえた構成にすること。

イ 整理・分析および計画策定支援

収集した意向・ニーズ等を整理・分析し、ロジックモデルをベースとした計画策定に必要な助言および情報提供を行う。これにより、把握した意向等が次期計画へスムーズに反映できるよう支援すること。

ウ 認知症施策推進計画部分（原案）データの策定・提供

上記の内容を踏まえ、次期計画の骨子および素案を作成すること。また、データを電子データで提出すること。

#### (2) 成果品の提出

提出する成果品は下記の通りとする。提出に際しては、紙媒体および電子媒体の両方を提出すること。

ア 日常生活圏域ニーズ調査の調査結果および分析結果（カラー印刷、A4版：50～100頁程度）

イ 認知症施策ニーズ調査の調査結果及び分析結果

ウ 認知症施策推進計画部の骨子および素案

※調査入力結果は、エクセルデータで、その他のデータはワードデータで提出のこと

※成果品の納品媒体は、個人情報を含む場合は、CD-R それ以外のものは、オンラインストレージを用いた電子納品とする。

#### (3) 検査

本業務は、完了検査の合格をもって業務の完了とするが、業務完了後であっても成果品に不備、是正すべき事項が見つかった場合は、受託者は責任をもってこれを訂正するものとする。

#### (4) 工程管理・進捗報告

受託者は、業務の円滑な遂行のため、以下の工程表（案）を契約締結後30日以内に提出し、市の承認を得ること。工程表には、下記の内容を含めること。

ア 封入封緘・発送日

イ 認知症施策関連のヒアリング、ワークショップの日程

（令和8年4月1日以降に実施すること）

ウ 回収期間

エ データ入力完了予定日

オ 集計・分析結期間

カ 計画書策定支援期間

キ 各成果品（案）の初回提出日

ク 最終成果品の想定納品日

〈参考〉 第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定の想定スケジュール

令和8年9月頃 介護保険運営協議会にて「日常生活圏域ニーズ調査」の結果報告

10月頃 介護保険運営協議会にて高齢者福祉計画（案）の報告

令和9年1月頃 パブリックコメント（2カ月前から準備）

3月頃 計画書 印刷製本

また、必要に応じて市が開催する進捗確認会議に出席し、進捗状況について報告を行うこと。

## 5 その他特記事項

### (1) 調査票の回収と個人情報の取り扱いについて

本業務に関連して知り得た福津市の機密に関する事項及び個人情報は、契約期間中のみならず、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。また、受託者は、個人情報の漏えい防止のため、以下の措置を講じなければならない。

- ア 調査票・データの施錠保管(ヒアリング・ワークショップ参加者の個人情報を含む)
- イ 業務従事者に対する守秘義務の徹底
- ウ データの暗号化
- エ 業務終了後のデータ削除(証跡の提出を求める場合あり)

### (2) 情報収集

高齢者福祉及び介護保険事業に係る国や福岡県の施策についての動向について常に情報収集に努め、必要に応じて若しくは福津市の求めに応じて提出すること。

### (3) 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料で、福津市が所有しているものについては貸与する。

### (4) 会議録の作成

受託業者が出席しない会議の議事録は市で作成するが、それ以外のものは受託業者が作成する。

### (5) 権利関係

- ア 本業務の履行に係る成果物の所有権は、全て福津市に帰属する。
- イ 成果物が著作権(昭和45年法第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。
- ウ その他、この仕様書に記載のない事項については、隨時市と受託業者の間で協議し、決定するものとする。

### (6) 管理責任者

本業務を行うにあたり、管理責任者を配置すること。そして、管理責任者は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する知識及び調査分析業務・ワークショップ・ヒアリング等のファシリテーションの経験を有する者とする。